

全養協通信

平成22年6月2日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

全養協の動き

1. 「全国児童養護施設協議会倫理綱領」を承認 ～全養協・平成22年度第1回協議員総会を開催(5月17日)～

全養協は、5月17日に平成22年度第1回協議員総会を開催し、前年度事業報告・決算、今年度事業計画・予算について原案どおり承認され、あわせて、昨年度から検討を進めてきた「全国児童養護施設協議会倫理綱領」（以下「倫理綱領」）が原案どおり承認されました。

倫理綱領は、平成21年4月から施行された改正児童福祉法における被措置児童等虐待防止施策、また厚生労働省社会的養護専門委員会における社会的養護関係施設職員の資質向上の提言などをふまえ、子どもの安心・安全を守り、養育の向上をはかるべく、全国の児童養護施設の役員・施設長・職員が守り、めざすべき内容をまとめたものです。

総会当日は、倫理綱領策定メンバーである高橋重宏中央推薦協議員（日本社会事業大学学長）により、子どもの最善の利益の実現をめざした倫理綱領策定の意義、また原則・使命・10項目の内容を説明しました。

全養協では、今後各施設が倫理綱領を日常的に活用するための資料等を作成し、会員施設・関係機関等に配布するとともに、全養協大会・職員研修会などをおして倫理綱領の理解をはかるとともに、子どもの育ちを保障する児童養護施設の実践現場において、取り組みの具体化をはかります。

全国児童養護施設協議会 倫理綱領

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会

原則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員（以下、『私（わたくし）たち』という。）は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。

すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

使命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命（せいめい）と人権を守り、育む責務があります。

私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

倫理綱領

1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24 時間 365 日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にした支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

2010年5月17日 制定

2. 内閣府(少子化対策)・泉大臣政務官と懇談(5月20日)

～「子ども・子育て新システム検討会議」の議論をふまえ、社会的養護の課題を要望～

◆ 養護、乳児、母子の3施設協議会会長が協働で要望

平成22年5月20日、全国児童養護施設協議会(中田浩会長)、全国乳児福祉協議会(長井晶子会長)、全国母子生活支援施設協議会(兜森和夫会長)の3施設協議会会長は、内閣府・泉健太大臣政務官(少子化対策)に対して、社会的養護各施設の現状と課題について説明し、今後の施策充実を要望しました。

◆ 「子ども・子育て新システム検討会議」の中心メンバー

泉健太政務官は、今年1月に少子化社会対策会議で決定された「子ども・子育て新システム検討会議」(以下「検討会議」)作業グループ主査として、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステム構築について検討を進める中心メンバーです。今回の懇談は、3施設協議会会長が、4月2日に厚生労働省雇用均等・児童家庭局の壺岐典子局長に次年度予算要望を行った際、社会的養護各施設の現状と課題について、政務官等に説明の機会を設けるよう要望していたものです。

◆ 「新システム」の議論をふまえ、社会的養護の課題について要望

検討会議が4月27日に発表した「子ども・子育て新システムの基本的方向」は、すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会を実現するため、子ども・子育てを社会全体で支援しようとするものです。このため、政府の推進体制と財源の一元化、基礎自治体(市区町村)の重視等のシステムを構築していくことをめざしています。

このような基本的方向について、3施設協議会会長が協働で、以下の4点について泉政務官に要望を行いました。

- ① 子どもの社会的養護を保障するための公的責任(措置制度等)の明確化
- ② 職員配置基準、面積基準、児童福祉施設最低基準の抜本的な見直し
- ③ 安心こども基金による社会的養護の拡充に向けた取り組みの継続
- ④ 子ども・子育て新システムにおける、社会的養護を必要とする子どもへの育ちの保障

このうち、①の公的責任の明確化について泉政務官からは、社会的養護に関しては、国としての公的責任はあるものの、基礎自治体(市区町村)のかかわり方についても検討していく、との説明がありました。

また、他の要望事項について泉政務官は、最低基準の抜本的見直しはどこにお金をかけるのか優先順位を考えていく必要があること。安心こども基金の継続については、取り組んでいるところであること。新システムにおける社会的養護の位置づけとしては、社会的養護の課題を考えると、新システムに書き込んでいくことでよいのかどうか再検討したい。等の発言がありました。

◆ 5月31日にあらためて内閣府・泉健太政務官、文部科学省・高井美穂政務官に要望

また5月31日には、全養協の中田浩会長、土田秀行副会長が、あらためて内閣府の泉健太政務官、文部科学省の高井美穂政務官に面会し、懇談・要望しました。

内閣府の泉健太政務官には、5月20日に引き続き2回目の要望となりましたが、前回の3種

別協議会が協働しての要望をふまえ、社会的養護を保障するための措置制度等の堅持、また児童福祉施設最低基準にかかわる条例委任等の課題を説明しました。

また、文部科学省の高井美穂政務官には、「子ども・子育て新システム検討会議」作業グループのメンバーであることから、社会的養護を保障するための公的責任を明確にしていくよう要望しました。

参考資料 ①

「子ども・子育てビジョン」の全文は、内閣府ホームページからダウンロードできます

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html>

「内閣府トップページ」→「共生社会」→「少子化対策」→「子ども・子育てビジョン」

参考資料 ②

「子ども・若者ビジョン（仮称）」の骨子は、内閣府ホームページからダウンロードできます

<http://www5.cao.go.jp/seisakukaigi/shiryuu/0030-100518/top.html>

「内閣府トップページ」→「活動について」→「内閣府政策会議」→「第30回（平成22年5月18日）」
→「子ども・若者ビジョン（素案概要）」

国の動き

3. 社保審児童部会・第9回社会的養護専門委員会開催(5月27日)

厚生労働省は5月27日、昨年11月開催以来半年ぶりとなる社会保障審議会児童部会 社会的養護専門委員会（第9回）を開催しました。

今回の専門委員会は、最近の次世代育成支援等にかかわる諸議論の方向性について報告されるとともに、昨年11月に同専門委員会で報告された児童養護施設等を対象として実施されたタイムスタディ調査について、職員の負担感などに着目した集計分析結果が報告されました。

◆地方主権改革推進一括法案による、最低基準の地方自治体への条例委任について

最近の次世代育成支援等にかかわる議論の方向性などについては、すでに参議院で可決、現在衆議院で審議中の地域主権改革一括法案について、地方分権にともない懸念される児童福祉施設等の地域間格差で、子どもの最善の利益が保障できなくなってしまうのではないかとの意見が、専門委員会の委員として参画する全養協の藤野興一副会長をはじめ、乳児院、母子生活支援施設の関係者から出されました。

厚生労働省の香取照幸審議官は、地方分権にかかわる児童福祉施設等の最低基準をすべて条例に委任することについては、①人員配置基準、②居室面積基準、③人権に直結する運営基準を、国が省令で設定する「従うべき基準」として設定することを説明しました。また、「子ども・子育て新システム検討会議」については、財源問題は切り離せず、ここに措置施設である社会的養護をどのように位置づけるかは、検討途中であることが説明されました。

委員からは、地方自治体の現状の財政事情からすれば、社会的養護への予算配分は大変厳しく、「従うべき基準」以外は条例の基準を低く抑えたものにならざるを得ない可能性があることも指摘されました。

◆タイムスタディ調査の集計分析について

タイムスタディ調査については、職員の負担感に着目した集計結果が示されましたが、専門委員会委員からは、つぎの意見が出されました。

- ・「（児童養護施設における）大舎・小舎で比較した場合、職員の感じるストレス度について、小舎のほうが高いのは当然である。個別的な養育が進めば進むほど、子どもとの関係が近くなり、職員のストレスは大きくなる」
- ・「個別的な養育がされれば、子どもとの関係が一層築かれ、子どもはさらに養育者に対してさまざまな要求を行う。職員の負担感が増す結果は、今の養育の現状を示すにはよい結果ではないか」

今後の専門委員会の開催予定については未定であり、「専門委員会」と、学識者等による「勉強会」を交互に行っていくとの説明がありました。

委員会の関係資料は、近日中に厚生労働省ホームページに掲載されます

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/hosho.html#jidou-sermon>

「厚生労働省トップページ」→「審議会・研究会等」→「社会保障審議会」→「児童部会社会的養護専門委員会」→「第9回」

国の動き

4. 社保審児童部会・親権の在り方に関する専門委員会(第2回)開催

～「施設長の権限が親権に優先する制度」について議論(5月31日)～

◆施設長の権限と親権の関係をテーマに協議

厚生労働省は5月31日、社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会(第2回)」(委員長：才村純関西学院大学教授)を開催しました。

今回は、「施設入所等の措置がとられている場合に親権を部分的に制限する制度について(施設長等の権限と親権の関係)」を主なテーマに、施設長等の措置が親権に優先する制度のあり方等について議論が行われました。

◆児童福祉法の改正を前提とした3つの案を提示

委員会では、児童福祉法第47条2項の改正により、

- ①「親権者の意向にかかわらず施設長が『必要な措置』をとる権限をもつ」
- ②「親権者の意向に沿うと児童の福祉が図られないと考えられる場合にのみ施設長が『必要な措置』をとる権限をもつ」
- ③「対立した場合には都道府県児童福祉審議会の意見を聴いて『必要な措置』をとることができる」

とする3案が提示され、活発な意見交換が行われました。

委員からは、家庭復帰や家族再統合の可能性の観点、その権限をもつことによる施設長等の負

担の大きさや資質、資格の観点から慎重であるべきとする意見や、親権制限の正当化の根拠に関する質疑、身上監護としての施設入所への同意が、はたして医療の実施等個々のケースの同意とみなせるのか、などの課題が提示されました。

今後、本委員会は6月22日、7月27日と継続して開催されます。また7月27日には施設関係者からのヒアリングも実施される予定です。なお親権に係る制度の見直しについては、法務省の法制審議会でも主に民法上の観点から並行して議論がすすめられています。

委員会の関係資料は、近日中に厚労省ホームページに掲載されます

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/hosho.html#jidou-g-boushi>

「厚生労働省トップページ」→「審議会・研究会等」→「社会保障審議会」→「児童部会親権の在り方に関する専門委員会」→「第2回」

お知らせ

5. 「全国児童養護施設新任施設長研修会」開催(7月8～10日)

～就任5年以内の施設長を対象に実施します。ぜひご参加ください～

全養協では、新任施設長を対象に、「全国児童養護施設新任施設長研修会」を初めて開催します。

現在、児童養護施設は虐待等を原因とした入所児童の増加等により、子どもひとり一人に寄り添った養育と、これまで以上に高い職員の専門性が求められつつあります。

このような状況のなか、本会では、児童養護施設職員の質的向上をめざして、児童養護施設の研修体系構築を進めており、あらたに標記研修会を別添「開催要綱」のとおり開催するものです。

研修内容は、施設長の使命や役割、運営（経営）管理の基礎、養育のあり方、権利擁護への取り組みなど、児童養護施設長として共通かつ基本となる知識や技能の習得を図ることを目的に、就任5年以内（平成22年4月に施設長に就任した方を含みます）の施設長を対象とします。

つきましては、対象となる児童養護施設長のみなさんにおかれましては、ぜひご受講くださいますようお願い申し上げます。

日 時：平成22年7月8日（木）～10日（土）

会 場：全社協会議室（東京都千代田区）

参加費：20,000円（宿泊費・昼食費・交流会費は別となります）

定 員：100名（受講要件を確認のうえ、原則として先着順となります）

詳細は全養協ホームページにも掲載しています

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

お知らせ

6. 「産経新聞 明日への旅立ち基金」が実施されます

～来年春の進学に際し、本年夏までに奨学金授与を決定します～

産経新聞社、産経新聞厚生文化事業団、東京本社管内連合産経会では、現在児童養護施設で生活し、来春に大学・短大・専門学校等に進学を予定している児童を対象に、標記の奨学資金助成事業を実施します。

本事業は全養協も後援し実施3年次目を迎えますが、主催者である産経新聞の販売店組織の方々が拠出する基金により運営するため、対象地域は産経新聞販売店組織のある下記の都県となります。

対象都県の児童養護施設には、主催者から直接実施要綱が届きますので、活用をご検討ください。

<募集の対象となる都府県>

青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県
千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県

お知らせ

7. 全養協 全国大会・研修会予定

今年度の全養協 全国大会・研修会予定です。ぜひ参加をご予定ください。

なお、各大会・研修会等の案内は、各施設に直接ご案内するとともに、全養協ホームページに掲載します。

期日	会議・研修名	開催地等
<全養協主催会議>		
平成22年 7月8日(木) ～10日(土)	全国児童養護施設新任施設長研修会	全社協・会議室
11月17日(水) ～19日(金)	第64回 全国児童養護施設長研究協議会	岡山県岡山市 岡山コンベンションセンター
平成23年 1月31日(月) ～2月2日(水)	平成23年度 全国児童養護施設中堅職員研修会	東京都渋谷区 国立オリンピック記念青少年 総合センター

< 全社協主催会議（全養協共催） >

平成 22 年 7 月～8 月頃	子ども家庭政策を実現する全国フォー ラム（仮称）	全社協・灘尾ホール
平成 23 年 1 月 24 日（月） ～25 日（火）	平成 23 年度 ファミリーソーシャルワーク研修会	全社協・灘尾ホール